

第 50 回 奈良地方労働審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記 5 の申込要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 開催日時 令和 6 年 12 月 3 日（火曜日）午前 10 時 00 分から 12 時 00 分
- 2 開催場所 奈良労働局 別館 2 階会議室
（奈良市法蓮町 163-1 新大宮愛正寺ビル 2 階）
- 3 議 題 奈良労働局の行政運営状況等について
- 4 傍聴定員 若干名
- 5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望する審議会の名称、開催日、住所、氏名、電話番号及び所属等（勤務先等）を御記入の上、ハガキ又はメールにて、次の宛先までお申し込み下さい。なお、申込締切日は令和 6 年 11 月 28 日（木曜日）（必着）です。

＜ハガキの場合＞〒630-8570

奈良市法蓮町 387 番地 奈良第三地方合同庁舎
奈良労働局 雇用環境・均等室 渡邊・仲あて

＜メールの場合＞29kokin@mhlw.go.jp

- ・表題：第 50 回奈良地方労働審議会傍聴希望
- ・本文最初に「奈良労働局雇用環境・均等室 渡邊・仲あて」旨記載ください。

- (2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方に対しては、後日電話により連絡いたします。
- (3) 当日は、審議会の開始 10 分前までにお越し下さい。審議会開始後の入室は認められませんので御注意下さい。なお、お申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は御本人であることが分かるものを御持参下さい。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別紙「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守していただくこととなります。
- (2) 車椅子をお使いになる方は、その旨お申込みの際にお書き添え下さい。
また、介助の方がおられるときは、その方の氏名、住所も併せてお書き添え下さい。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 みだりに傍聴席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗幟、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び奈良地方労働審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う場合は、注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。